

第 12 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第12回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成30年9月25日 午後1時30分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地に該当するか否かの判断について
日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 7名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
7番	藤原 重信君	8番	佐々木信吉君
9番	熊谷 玲子君		

（農地最適化推進委員 6名）

末崎地区	村上 優司君	赤崎地区	浅野 幸喜君
猪川地区	鈴木 和雄君	立根地区	今野八重子君
日頃市地区	木村マリ子君	綾里地区	畑中 圭吾君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（5名） 2番 鈴木 力男農業委員 3番 古内 嘉博農業委員
6番 細谷 知成農業委員
大船渡地域 佐藤 優子推進委員
越喜来地域 岡澤 成治推進委員

事務局出席者

局長	千葉 讓君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後1時30分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第12回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今年は台風被害も少なく、稲刈りが始まっております。私も10軒ほど刈りましたが、昨年よりも収穫量が多い人もいますが、1割から2割ほど少ない人が多いようです。分裂が多く大きな株をしても穂が少なかったり、空の籾があつたりしています。雀の被害もありますが、開花時期の続いた好天がために、肥料が早くなくなったためかも知れません。追肥をした人は穫れたという話も聞いております。

話は変わりますが、9月5日、リアスホールで行われたブロック研修会で熊谷玲子職務代理と浅野幸喜推進委員に発表していただきました。たいへんお疲れ様でした。農業会議からは、大船渡の発表は内容がすばらしかったと褒めていただきました。皆さんも聞いて感じたと思いますが、発表の仕方が上手で聞きやすかったと思います。

12日には大船渡市農業まつり実行委員会が行われ、10月27日、28日の両日、市民体育館駐車場で大船渡市産業まつりと同時開催と決まりました。内容については昨年と同じです。

また14日には気仙地区女性農業委員、推進委員研修会がリアスホールで行われ、農業会議の宮崎農地相談員から適用外証明と非農地判断と題して研修がありました。皆様、既にわかっていると思いますが、資料のまとめを抜粋しますと、適用外証明は何らかの外的な要因、転貸、違反転用で非農地になった土地。違反の場合は法的書類による20年以上経過の挙証が必要で、土地所有者から農業委員会に証明願を出すものです。非農地判断は不耕起が原因で非農地になった土地で、違反転用は対象が20年経過要件不要で、農業委員がパトロール等で判断し、土地所有者へ通知するものです。今年はまだ終わっていると思いますので、来年のパトロールに役立ててください。

本日の総会も慎重審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は7名、推進委員は6名であります。欠席の通告があつた農業委員は2番鈴木力男農業委員、3番古内嘉博農業委員と6番細谷知成農業委員の3名であります。欠席の連絡があつた推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員と三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員の2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（千葉讓君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。中身については会長のあいさつとかぶるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。初めに8月29日開催の第11回総会以降の経過報告であります。主なものといたしましては9月5日、リアスホールにおいて沿岸南ブロックを対象とする農業委

員・農地利用最適化推進委員のブロック別研修会が開催されました。また同日には、欠員が生じております推進委員2名について10月1日を期限に募集を開始しております。本件につきましては総会終了後の事務連絡において若干の説明をさせていただきたいと思っております。9月7日には9月2日に急逝されました前推進委員の渡邊岳夫氏の葬儀が行われました。会長と私が出席し、親交会からはご香典と生花及び弔電をお送りしております。通夜、葬儀には委員の皆様にも多数ご参列いただいたと伺っております。後日、ご家族の方がおいでになりまして、農業委員会親交会へということでお礼を頂戴しておりますので、ここでご報告させていただきたいと思っております。同日には東北農政局によります農地転用許可実務実態調査が行われております。平成29年度の案件について調査を受けております。特に問題となる指摘事項はありませんでした。9月12日には先ほども会長のあいさつにもあったとおり、市の農業まつり実行委員会が開催されまして、10月27日、28日と、市の産業まつりとあわせて開催するという事になっております。9月14日にはリアスホールにおいて女性農業委員・推進委員研修会が開催されました。会長と女性委員6名が参加しております。

次に次期総会までの行事予定でございますが、10月12日に盛岡市のエスポワールいわてにおいて開催されます岩手県農業会議常設審議会には、会長と細谷局長補佐が出席の予定としております。本日の議案のうち該当する案件につきまして諮問が行われ、その後、許可決定されることとなります。また菊地会長については気仙地方農政連絡会の会長就任によりまして、10月の審議会から本審議会の審議委員として出席するという事になります。10月19日の戦没者追悼式には会長と私が参列の予定としております。次回の第13回農業委員会総会は10月26日を予定しておりますが、開催時刻については今後調整することとしておりますので、よろしくお願ひします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、7番藤原重信農業委員を指名します。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第3、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 2ページをお開きください。議案第1号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は8件で震災関連は1件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、庭敷。転用理由、既存家屋たる宅地と一体として利用するため。これは追認案件となります。2番、転用目的、施設等、駐車場、普通車2台。転用理由、県道事業のため売却する駐車場の代替地として使用するためということです。3番、転用目的、施設等、資材置場。下水道工事に伴う資材置場。平成31年3月31日までの一時転用。これも追認案件となります。平成30年8月27日から産業廃棄物の一時保管所として使用しておったということで、看板が立っております。次のページをお開きください。4番、転用目的、居宅2階建1棟、建築面積99.37㎡、駐車場2台。実家に近い当該地を取得して自宅を新築したい。5番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積72.87㎡、駐車場2台。現在アパート住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したい。6番、転用目的、施設等、資材置場、作業スペース。携帯電話無線基地局の資材置場及び作業スペースとして転用するもの。6か月間の一時転用となります。次のページをお開きください。7番、転用目的、施設等、資材置場、作業スペース。携帯電話無線基地局の資材置場及び作業スペースとして転用するもの。これも6か月間の一時転用となります。8番、転用目的、施設等、資材置場、作業スペース。これも同じく携帯電話無線基地局の資材置場及び作業スペースとして使用するというもので、6か月間の一時転用となります。立地基準につきましては、1、3、4、5番につきましては第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。2、6、8番については他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。7番については農振農用地ではありますが、3年以内の一時転用のため許可基準を満たしております。それから一部訂正をお願いします。7番、ですが、登記地目が畑となっておりますが、現況地目雑種地ではなくて畑となります。農業用のですね、倉庫が建っておりましたが、これが倉庫になりますので、雑種地ではなく畑となりますので、訂正いたします。よろしく願いいたします。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第1号の1番については1番金野たか子農業委員から

お願いします。

○1番（金野たか子君） 1番金野です。9月24日、両申請人との聞き取りと現地調査の報告をいたします。申請地は譲受人の敷地内ともとれる一画で、庭木が植えられている状態でした。以前より譲渡人より、狭い土地であり使用用途もないので譲受人に譲りたいという話があり、今度の申請に至りました。周辺農地への影響ですが、周辺は住宅とであり耕作畑地等はありませんので、何ら影響はないものと判断されます。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可相当とすることに決しました。なお、この案件は追認案件のため、10月14日開催の岩手県農業会議の審諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地域末崎地区推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第1号番号2番についてご説明を申し上げます。9月20日、譲受人からの聞き取りと、それから申請地を確認してまいりました。新しく駐車場を取得したという内容でございます。その代替地として現在使用している駐車場の道路向かいに73㎡、約22坪を取得したものです。申請地は県有地で地目、現況とも畑になっており、以前、一部は畑でしたが、長年放置されており、高さ5mほどの柿の木、胡桃の木、松、雑木が生えており、農地パトロールの判断では不良の状態にあります。また隣接する周りも同じような状態でございます、露天駐車場として活用しても回りに与える影響はないものと思ひいたしました。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号3番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 農地法第5条第1項の規定による許可申請について現地調査の報告をいたします。担当者から聞き取り調査しました。下水道工事に伴う平成31年3月までの一時転用とのことでした。周辺農地には特に問題はありません。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は追認案件のため、10月14日の岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号4番と5番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号4番について報告します。23日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は休耕田となっています。譲受人は実家に近い当該地を取得して自宅を新築したいとのことでした。申請地の西側と南側の土地は住宅が建設されており、申請地北側の土地は休耕田となっています。申請地東側は道路となっていて側溝が設置されており、住宅建築による周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。

続いて申請番号5番について報告します。23日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅と農地が混在した所となっておりますが、近年、宅地化が進んでいる地域となっています。譲受人は現在アパート住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号4

番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号6番と7番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番(中村亨君) 4番中村亨です。最初に6番について報告します。9月23日に現地の確認に行ってまいりました。現在、短い草が薄く生えているくらいの状況でした。奥さんのお話しでは、認可が出ればすぐとりかかるのではないかとのことでした。以上です。

それから次の7番、報告します。9月23日に現地の確認に行ってまいりました。ススキが刈り払われ、準備は進んでいるようでした。家の人とお会いできましたが、特にコメントはないとのことでした。以上です。よろしくお願いします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号8番について10番菊地から説明いたします。議案第1号8番についての調査結果を報告いたします。9月18日、申請地確認後、21日、借受人に電話での聞き取りをいたしました。現状は、現地は萱が薄い密度で生えておりました。以前は、図面でもわかるように、周辺にも水田はありましたが、今は耕作しているところはなく、家庭菜園があるくらいで、携帯電話基地局の候補地は他にも数箇所あったようですが、1番の決め手は道路の側で、工事の時通行止めしても地域の人に迷惑が余りかからない点だと言っておりました。今回申請の基地局は条件にもよりますが、数百mから数kmのエリアをカバーするとのこと。以上で調査の報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第2号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いをいたします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第2号に入る前に、皆様のお手元の確認をいたします。お手元にですね、本日、非農地リストを差し替えしております。6ページ、7ページを差し返しておりますので、こちらの方をご覧ください。それから参考資料の方には、この当該地の現況写真になりますので、これも一緒にご覧ください。

それでは新めまして5ページをお開きください。議案第2号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、農地に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

今回リストの差し替えをしておりますが、これは所有者が解消するなどということの申し出があり、今回は削除することとし、新しいリストに差し替えたものです。今回非農地判断していただくリストは49筆です。最後の分に関しては、所有者よりこの度依頼があったものとなりますので、ご承知ください。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委並びに員推進委員から当該地の現況等について説明をお願いをいたします。初めに盛町について1番金野たか子農業委員からお願いします。

○1番（金野たか子君） 議案第2号の1番から3番、ご報告いたします。申請者は、高齢化のため耕作できないため非農地にしたいということでした。場所は、各場所ですが、

山林と一体化していて、農地として使用するには困難と見てまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に末崎地区について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。4番から7番について報告します。申請地は、東日本大震災においてそれぞれ環境が変わり、家庭の事情を伴って後継者がいなかったり地元から離れたりして耕作できなくなり、年々荒廃が進んでいるようです。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。8番から30番の23筆について報告をします。現況ですが、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、17番、28番、30番は竹藪になっておりまして、その他は山林と一体化しておりました。いずれも農地に復元するためには条件整備が著しく困難であると感じてきました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に日頃市町平山から中小通までについて大船渡地区日頃市地域藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。31から42の調査の報告をいたします。どの調査案件も山林、雑種地化になりまして、農地としての復元はたいへん困難な状況であり、それぞれの所有者から直接お会いをして確認をしてもそのとおりでございました。以上であります。

○議長（菊地英浩君） 次に日頃市町町字坂本沢から鬼丸までについて大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市町地域推進委員（木村マリ子君） 推進委員の木村です。議案43番から48番までの調査報告をいたします。高齢になり農地全体を維持するのは難しくなり雑木林になり、農地として利用するのは困難だと見受けられます。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里について8番佐々木信吉農業委員からお願いします。

○8番（佐々木信吉君） 8番の農業委員の佐々木です。58の調査ですが、昭和45年頃より耕作せず、平成26年に道路が新設されて、一部道路用地として買収され、残った土地は傾斜地と湿地が残ったもので、農地としての使用は困難と思われれます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第3号に入る前に議案の訂正を行います。8ページですね、本委員会の意見を求めるものとなっておりますが、これは議決を求めるものですね、変更いたします。議決を求める。意見ではなくて、利用集積に関しては議決を求めるものです。配分に関しては意見を求められるものですが、利用集積に関しては議決を求めるものです。

それでは改めまして議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について、本委員会の議決を求めるものです。

申請件数は1件です。1番、利用目的、畑。期間、10年4か月の期間となります。使用貸借。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に申請地の現況について、議案第3号について10番菊地から説明します。

議案第3号農地利用集積計画の1番についての調査結果を報告いたします。現地は草刈りも行われており、管理されておりました。21日午後4時過ぎに訪問しましたが不在で、5時過ぎにもう一度訪問して話を聞いてきました。本人に会ったのですが、私ではわからない。夫に話を聞いてきました。管理できないので、中間管理機構に貸し出すことにしたとのことです。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号三陸町吉浜字沖田地域の利用権設定について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号の三陸町吉浜字沖田地域について本委員会において利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の三陸町吉浜字沖田地域について本委員会において決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを議題といたします。農用地利用配分計画案につきましては市の農林課が担当しておりますので、本日は大船渡市農業委員会会議規則第18条の規定により農林課

の大友係長に出席をいただいております。事務局からの議案の朗読と説明の後に、大船渡市農業委員会会議規則第16条の規定により農林課の大友係長から借手の農業経営状況等を含めて説明をお願いします。なお、議案第4号の1番から3番までのうち、1番と2番は継続であり、私に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、議長を熊谷玲子会長職務代理者と交代いたします。

(9番 熊谷玲子農業委員議長席に着席)

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についての1番と2番を審議いたします。つきましては議事参与の制限に該当する10番菊地英浩農業委員は、審議の終了まで退席をお願いいたします。

(10番 菊地英浩君除斥)

○議長(熊谷玲子君) それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○局長補佐(細谷真実君) 9ページをお開きください。議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づいて作成した農用地利用配分計画案について同法第19条第3項の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。

次のページには大船渡市よりの数値が添付してございます。11ページをご覧ください。初めに議事参与分の1番、2番について朗読いたします。1番、利用目的、田。平成30年12月4日から平成37年3月31日まで。6年4か月。使用貸借です。2番、利用目的、畑。平成30年12月4日から平成41年3月31日まで。10年4か月。使用貸借です。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に農林課から説明をお願いいたします。

○農林課農政係係長(大友崇志君) 農林課農政係の大友です。よろしくお願ひいたします。今回の議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づいて策定した農用地利用計画配分計画案について、同法第19条第3項の規定により農業委員会からの意見を聞くものであります。先ほどの議案第3号で承認いただいた農用地利用集積計画に掲載された農用地及び平成26年12月の農業委員会総会において農用地利用計画を承認していただいた後、借手となる農業者がいなかったため、農用地利用配分計画案を策定していなかった農地について、借手となる農業者がいなかったため、今回あわせて農用地利用配分計画案を策定し、お諮りするものであります。

資料の11ページをお開き願ひます。それでは農用地利用配分計画案について説明いたします。初めに番号1についてになりますけれども、初めに番号1、こちらにつきましては平成26年12月の農業委員会総会において、平成37年3月31日までの集積計画を決定しております。その周期にあわせて配分計画についても平成37年3月31日までの6年4か月とするものでございます。借受人につきましては以前にも農地中間管理事業において借り受けされており、借受地の利用方法といたしましては水稻の作付けが見込まれます。続きまして番号2になりますが、借受期間につきましては平成30年12月4日から平成41

年3月31日までの10年4か月となります。借受地の利用方法としましてはブルーベリーの作付けが見込まれます。以上、初めに番号1、2についてお諮りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。なお議案第4号1番と2番については関連がありますので、一括審議とします。それでは4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。それでは最初に1番の方から。9月23日に現地を確認してまいりました。見た目、1枚の水田ですが、地権者が数名のためのその一部ということです。今回、再配分のような印象を受けますが、ここは震災整備復興整備後の利用開始から何ら問題ないものとして作付けしていたところですが、当初、予定の期限までの書類の整備と考えているところです。引き続きそのまま水田として作付けしていくということです。

2番、ここは先ほど菊地会長が説明した土地です。この際、現地を借受けしている借受人が新たに借受けするという事です。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第4号1番と2番について質疑、意見を許します。

○7番（藤原重信君） ちょっと確認したいんですけども、これは使用期間が6年4か月と10年4か月。さっき係長さんから話を聞いてわかったんですけども、どうしてこうしたったね。

○農林課農政係係長（大友崇志君） 通常だと、藤原委員さんおわかりのとおり、10年間以上、基本的には貸付けするというのがありますので、今まで地域の部分については10年間の期間を設けていたんですけども、その時に26年に、確かにあそこの吉浜の全体、ちょうど工事が終わったというタイミングで、中間管理事業、かなりな件数実施したんですけども、その折に、その調整がうまくつかなかったのか、ちょっとその当時の経緯までは詳しいことまではわからないんですけども、漏れている対応が何件か、26年の時に整備計画ごとに貸すまでにやって、配分計画をやっていないというのが何筆か存在はしていました。それでそれを去年の農業委員会で解消した部分はありますし、今回、本日の農業委員会総会をもって、そういう土地は一応一通り解消したというふうな形にはなります。すみませんが、ちょっとその細かい経緯まではわからない状況です。

○7番（藤原重信君） いいです、いいです。以上です。特にはないです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番と2番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番と2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

ここで菊地英浩農業委員の着席をお願いします。

○議長（熊谷玲子君） 退席された委員に報告します。議案第4号1番と2番に係る本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

それでは議長を交代します。

（10番 菊地英浩君議長席に着席）

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号の3番の審議をいたします。それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3番、利用目的、畑。利用期間、平成30年12月4日から平成37年3月31日まで。6年4か月間の使用貸借となります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に農林課から説明をお願いします。

○農林課農政係係長（大友崇志君） それでは番号3につきましても番号1と同様に、平成26年12月の農業委員会総会において、平成37年3月31日までの期間で集積計画を決定しているところであります。したがって、この周期にあわせて配分計画は平成37年3月31日までの6年4か月となるものであります。借受人につきましても、以前にも農地中間管理事業において借り受けされており、借受手の利用方法としましては牧草の作付けが見込まれます。以上、番号3についてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に申請地の現況について10番菊地から説明いたします。

議案第4号農用地利用配分計画の3番についての調査結果を報告いたします。現地は牧草を刈り取ったばかりで、きれいになっておりました。ここまでは津波は来ておりませんが、被災地と一緒に整備された場所です。9月21日午後4時半頃、借受人に会って話を聞いてきました。この場所は別の畜産農家が牧草を刈っておりましたが、事情があり耕作できなくなったとのことで、借受人が耕作することになったとっておりました。この場所は面積も小さく形も三角形と、横石さんが持っている機械では刈りにくい土地ですが、荒らすことはできないので借りることにしたとのことです。以上で調査の報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

ここで農林課の大友係長は退席いたします。たいへんありがとうございました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもって本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 12 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 27 分閉会